

府政防第438号
消防災第46号
平成29年3月31日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災計画担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」の策定について（通知）

中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ」では、平成28年熊本地震で明らかとなった課題について検討を行い、平成28年12月に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」を取りまとめたところです。

当報告において、「国は、大規模災害が発生した際に外部から応援を受けることも前提とした体制を構築するための指針として受援体制検討ガイドラインを作成して地方公共団体に示すべき」と指摘がなされたことから、内閣府において、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置して議論を進め、今般、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定しました。当ガイドラインには、応援・受援の基本的な考え方や基礎知識をはじめ、応援・受援班（担当）を設けることなど、地方公共団体が応援の受入れ体制の整備を推進するにあたり、参考となる事項が記載されています。

貴職におかれましては、当ガイドラインを参考に、災害時に応援受入れを円滑に行えるよう、受援体制を構築し、地域防災計画等の必要な見直しを行っていただくとともに、貴管内市町村に対しても、当ガイドラインの周知、必要な支援を行う等により、災害時受援体制の構築を促していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言であることを申し添えます。

（添付資料）

○「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」

<本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付
大山、狩谷、小寺（TEL: 03-3501-6996）
消防庁国民保護・防災部防災課
多鹿、吉野（TEL: 03-5253-7525）